

令和4年第3回設楽町議会定例会（第3日）会議録

令和4年9月22日午前9時00分、第3回設楽町議会定例会（第3日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 原田純子	2 村松純次	3 七原 剛
4 原田直幸	5 今泉吉人	6 金田敏行
7 金田文子	8 高森陽一郎	10 田中邦利
11 加藤弘文	12 山口伸彦	

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	関谷 恭
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	村松浩文
産業課長	今泉伸康	保健福祉センター所長	後藤武司
建設課長	小川泰徳	町民課長	村松 一
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩
出納室長	今泉 宏		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 加藤直美

5 議事日程

日程第1 議案第54号

設楽町学校規模適正化推進委員会設置条例について

(文教厚生委員長報告)

日程第2 議案第55号

設楽町立学校設置条例の一部を改正する条例について

(文教厚生委員長報告)

日程第3 議案第56号

設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第4 議案第57号

令和4年度設楽町一般会計補正予算（第3号）

(総務建設委員長報告) (文教厚生委員長報告)

日程第5 議案第58号

令和4年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第 6 議案第 59 号  
令和 4 年度設楽町町営バス特別会計補正予算 (第 1 号)  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 7 議案第 60 号  
令和 4 年度設楽町つく診療所特別会計補正予算 (第 1 号)  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 8 議案第 61 号  
令和 4 年度設楽町田口財産区特別会計補正予算 (第 1 号)  
(総務建設委員長報告)
- 日程第 9 議案第 62 号  
令和 4 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算 (第 1 号)  
(総務建設委員長報告)
- 日程第 10 陳情第 15 号  
私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために設楽町独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 11 陳情第 16 号  
国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 12 陳情第 17 号  
定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書  
(文教厚生委員長報告)
- 日程第 13 認定第 1 号  
令和 3 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 14 認定第 2 号  
令和 3 年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 15 認定第 3 号  
令和 3 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 16 認定第 4 号  
令和 3 年度設楽町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 17 認定第 5 号

- 令和 3 年度設楽町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 18 認定第 6 号  
令和 3 年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 19 認定第 7 号  
令和 3 年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 20 認定第 8 号  
令和 3 年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 21 認定第 9 号  
令和 3 年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 22 認定第 10 号  
令和 3 年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 23 認定第 11 号  
令和 3 年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 24 認定第 12 号  
令和 3 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
(決算特別委員長報告)
- 日程第 25 所掌事務の調査報告  
(設楽ダム対策特別委員長報告)
- 日程第 26 発議第 2 号  
設楽町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例 (案)  
(追加)
- 日程第 27 発議第 3 号  
定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び  
拡充を求める意見書 (案)  
(追加)
- 日程第 28 議案第 63 号  
設楽町過疎地域持続的発展計画の変更について  
(追加)
- 日程第 29 議案第 64 号  
令和 4 年度設楽町一般会計補正予算 (第 4 号)  
(追加)

- 日程第 30 議案第 65 号  
令和 4 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）  
(追加)
- 日程第 31 議案第 66 号  
令和 4 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）  
(追加)
- 日程第 32 議案第 67 号  
令和 4 年度設楽町つく診療所特別会計補正予算（第 2 号）  
(追加)
- 日程第 33 議会運営委員会の閉会中の継続調査について  
(追加)
- 日程第 34 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について  
(追加)

## 会 議 録

開議 午前 9 時 00 分

議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は 11 名全員であります。定足数に達していますので、令和 4 年第 3 回設楽町議会定例会(第 3 日)を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。はじめに町長の挨拶をお願いいたします。

町長 皆さん、おはようございます。本日、議員各位におかれましては、公私大変御多用のところ、9 月定例会に御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。議会最終日にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今週、月曜日に、過去最大級に匹敵します台風 14 号が日本に上陸したわけがありますけれども、上陸後に少し勢力が弱まったようで、当町では大きな被害もなく、ほっとしているところであります。しかし、明日からの 3 連休も熱帯低気圧が台風が発達をし襲来をすとの予報が出ておりますので、今後も自然災害には、十分注意していきたいと思っております。

大型台風が通り過ぎ、お彼岸を迎え、朝晩はめっきり涼しくなってきました。秋を感じる気配となりましたけれども、町内各所で稲刈りが始まり、収穫の秋を迎えております。今週日曜日ですが、名倉の地域の方が収穫のイベントを企画されておまして、私も行く予定をしております。

次に、秋はスポーツの季節でもあります。町内各地でスポーツ関連の行事が多く計画されております。中学校の体育大会と小学校の運動会は既に終了しました。10 月に入りますと、10 日には「町民グラウンド・ゴルフ大会」、15、16 日には「したらオリエンテーリングフェスタ 2022」、19 日には「設楽町長杯ゴルフコンペ」の開催を計画しております。健康維持、健康増進のためにも、子どもから大人ま

で、またお年を召した方も、1人でも多くの町民の方がスポーツへ参加していただけるよう、呼びかけてまいりたいと思っております。

次に、先日、津具ロコモ予防体操教室の高木会長さんをはじめとしまして、多くのメンバーの皆さんが、今年の第一生命保険株式会社が主催します、第74回「保健文化賞」に選考されたとのこのことで、表敬訪問をいただきました。受賞されました保健文化賞は、健康増進、疾病予防高齢者支援などに関し、とても権威ある賞ということです。津具ロコモ予防体操教室は、10年というの長きにわたり、住民が自ら活動を継続し、町内全域のロコモ予防に関心が高まるきっかけということにもなりました。今後、より一層の高齢者の健康づくり、地域貢献に御協力をお願いしたいと思っております。なお、賞の贈呈式につきましては、12月13日に贈呈式、翌14日には天皇陛下への拝謁が予定されております。せっかくの機会であります。コロナの様子を見ながらということではありますが、ぜひ実現することを願っております。

本日は、過疎地域持続的発展計画の変更1件、補正予算4件を追加上程させていただきました。定例会初日に上程しました議案と併せまして、慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、議会定例会最終日の審議に先立ちまして、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

議長 次に、先般の一般質問答弁に対する補足説明の申出がありましたので、議長としてこれを許しました。執行部の発言を許します。

建設課長 9月5日での金田議員からの一般質問の中の再質問の回答について、修正をさせていただきます。

「除雪対策のための業者への調整は何社としているのか」の再質問で、「1社のみ」と回答をいたしました。が、広域農道の名倉津具間と沖駒地区の維持応援業者は3社ありますので、3社と調整を行っています。なお、この3社につきましては既に町の方針を伝え、回答を9月末までにいただくこととなっております。

また、「除雪対策は町内全体か、広域農道か」についてですが、町全体の除雪対策は現行どおりの実施方法を継続します。そして、広域農道は、町内で比較的標高の高い地区ですので、現在の除雪対策の中で優先的に作業するため、9月補正で予算を追加要求をし、実施をします。

再質問での回答を、このように訂正させていただきます。

以上です。

議長 以上、補足説明がありましたので、御承知置きをいただきたいと思っております。

---

議長 次に、本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告をお願いします。

10 田中 令和4年第3回定例会第3日の運営について、9月16日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。本日の案件は、委員会付託の議案21件、陳情3件と本日追加案件で議員提出が2件、町長提出が5件、継続審査申出が2件です。

日程第1から日程第12、日程第13から日程第24、日程第29から日程第32は一括上程で、その他は単独上程です。

質疑、討論、採決は1件ごとに行います。

詳細は、お手元に配布の議案等審議一覧のとおりです。

以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

---

議長 日程第1、議案第54号「設楽町学校規模適正化推進委員会設置条例について」から日程第12、陳情第17号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」までを一括議題といたします。

本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を求めます。

6 金田(敏) おはようございます。令和4年第4回総務建設委員会の委員長報告を行います。

令和4年9月8日木曜日、午後4時半から午後4時53分まで総務建設委員会を開催し、審査した結果を報告いたします。

出席者は、総務建設委員5名全員と議会事務局長、執行部より町長、副町長、教育長はじめ担当課長の出席をいただきました。

付託された議案4件を審議した、その結果を報告いたします。

1、議案第56号「設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第57号「令和4年度設楽町一般会計補正予算(第3号)」、総務建設委員会所管分を審議いたしました。質疑5件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。質疑の内容は、以下を参照願います。

議案第61号「令和4年度設楽町田口財産区特別会計補正予算(第1号)」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第62号「令和4年度設楽町津具財産区特別会計補正予算(第1号)」を審議いたしました。質疑なし、討論なし、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

その他はありませんでした。

以上で、委員長報告を終わります。

5 今泉 おはようございます。令和4年第3回文教厚生設委員会委員長報告を報告します。

9月12日月曜日午後3時50分から午後4時18分、文教厚生委員会を開催しました。出席者、委員5名全員、議会事務局長、執行部からは、町長、副町長、教育長ほか関係課長です。付託された議案6件、陳情3件について審議、審議の結果を報告します。

審査事件。付託事件。

(1) 議案第54号「設楽町学校規模適正化推進委員会設置条例について」審議しました。質疑3件、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものに決しました。質疑と討論は、お手元の資料を御覧ください。

議案第55号「設楽町立学校設置条例の一部を改正する条例について」審議しました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものに決しました。

議案第57号「令和4年度設楽町一般会計補正予算（第3号）」文教厚生委員会所管を審議しました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものに決しました。

議案第58号「令和4年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を審議しました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものに決しました。

議案第59号「令和4年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第1号）」を審議しました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものに決しました。

議案第60号「令和4年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第1号）」を審議しました。質疑なし、討論なし、全員賛成で原案どおり可決すべきものに決しました。

陳情第15号「私立高校生の父母の負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために設楽町独自の授業料補助制度の拡充を求める陳情書」を審議しました。賛成多数、3対2で採択すべきものに決しました。採択の意見は、お手元の資料を御覧ください。趣旨採択も同様に御覧ください。

陳情第16号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」を審議しました。賛成多数、3対2で趣旨採択とすべきと決しました。趣旨採択意見は、お手元の資料を御覧ください。

陳情第17号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」についてを審議しました。全員賛成で採択すべきものに決しました。採択意見は、お手元の資料を御覧ください。

以上で委員長報告を終わります。

すみません、先ほどの訂正をいたします。

陳情第 16 号、これを賛成多数で採択と申し上げましたが、趣旨採択すべきと決しております。

ごめんなさい、陳情 15 号です。間違えましたので、よろしくお願ひします。

議長 お手元に配布させていただきました陳情第 15 号と第 16 号の記載の中に、賛成多数、「3 対 2」と記載されておりますけど、賛成多数を両方とも削除をして、「3 対 2 で趣旨採択とすべき」という説明でありましたので、原案、賛成・反対は誤解を生じますので、「賛成多数」を削除をお願いいたします。

これで、総務建設委員長、文教厚生委員長の報告が終わりました。  
質疑、討論、採決は、1 件ごとに行います。

---

議長 最初に、議案第 54 号「設楽町学校規模適正化推進委員会設置条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 54 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 54 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 55 号「設楽町立学校設置条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 55 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 55 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 56 号「設楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 56 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 56 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 57 号「令和 4 年度設楽町一般会計補正予算（第 3 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 57 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 57 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 58 号「令和 4 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 58 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 58 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 59 号「令和 4 年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 59 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 59 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 60 号「令和 4 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 60 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 60 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 61 号「令和 4 年度設楽町田口財産区特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 61 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 61 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 議案第 62 号「令和 4 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 62 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 62 号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長 陳情第 15 号「私立高校生の父母の負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために設楽町独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

7 金田(文) 陳情 15 号の趣旨採択の意見のところに「3 町村での協議が必要であろうという点からも」という理由が述べられていますが、3 町村の協議の実態はどうなっているのでしょうか。調査されたのでしょうか。

5 今泉 ちょっと今わからなかったから、もういっぺん言ってもらえないでしょうかね。

議長 7 番金田文子君の質問の内容が、5 番今泉吉人君が聞き取れなかったということとありますので、再度、簡潔に詳しくお願いいたします。

7 金田(文) 趣旨採択意見のところに、「3 町村での協議が必要であろうという点から」という理由が述べられていますが、3 町村での協議の実状について調査されましたか。どうなっていましたか。

5 今泉 設楽町では、そういうことはありませんでしたので、お願いします。ごめんなさい、設楽町ではそういうことを調査しておりませんでわかりません。

7 金田(文) 設楽町の調査ではなくて、文教厚生委員会では3 町村の当局に調査をしましたか、という意味です。

5 今泉 委員会では、そういうことは調査をしておりません。審議もしていません。(発言する者あり)

議長 5 番今泉吉人君。

5 今泉 委員会でもそういうことはありませんでした。

議長 ほかにございませんか。

2 番田中邦利君。

10 田中 3 町村の協議は……

議長 訂正。10 番です。失礼しました。

10 田中 3 町村の協議については、委員会でも審議の中でいろいろ意見が出てきたと思いますので、審査はしているということだと思いますが、いかがでしょうか。

5 今泉 はい、そのとおりでございます。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで討論を終わります。

陳情第 15 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

陳情第 15 号は、委員長報告のとおり趣旨採択となりました。

---

議長 陳情第 16 号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第 16 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

陳情第 16 号は、委員長報告のとおり趣旨採択となりました。

---

議長 陳情第 17 号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第 17 を採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

陳情第 17 号は、委員長報告のとおり趣旨採択となりました。

---

議長 日程第 13、認定第 1 号「令和 3 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第 24、認定第 12 号「令和 3 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」までの 12 議案を一括議題といたします。

議長 本案は、決算特別委員会に付託をしておりますので、委員長の報告を願います。

11 加藤 それでは、令和 4 年設楽町議会決算特別委員会報告を、設楽町議会会議規則第 77 条の規定により行います。

本委員会は、令和 4 年 9 月 8 日木曜日、及び 9 月 12 日月曜日の両日にわたり、令和 3 年度設楽町一般会計歳入歳出決算並びに特別会計歳入歳出決算について、慎重審議しました。その経過と結果は以下のとおりです。

まず、9月8日、午前8時55分から午後4時19分まで、総務建設委員会所管の審議をしました。

出席者は、町長、副町長、教育長以下、役場担当執行部全員と、議長、議会事務局長、委員10名全員です。

質疑は以下のとおりです。

質疑。一般会計決算の「歳出」に関する質疑は合計77件で、その内訳は、議会費、審議では質疑なし。総務費の審議では、質疑52件。農林水産費の審議では、質疑5件。商工費の審議では、質疑7件。土木費の審議では、質疑4件。消防費の審議では、質疑9件。災害復旧費の審議では、質疑なし。公債費の審議では、質疑なし。諸支出金の審議では、質疑なし。予備費では、質疑なし。

「歳入」に関する審議では、質疑7件。特別会計決算に関する質疑は、ありませんでした。また、4財産区特別会計の決算の質疑も4件ともございませんでした。

続いて、9月12日、午前9時から午後3時31分まで、文教厚生委員会所管の審議をしました。

出席者は、町長、副町長、教育長以下、役場担当執行部全員と、議長、議会事務局長、委員10名全員です。

質疑は以下のとおりです。

一般会計決算の「歳出」に関する質疑は合計で71件で、その内訳は、総務費の審議では、質疑3件。民生費の審議では、質疑20件。衛生費の審議では、質疑16件。農林水産費（文教厚生関係）、質疑なし。土木費（文教厚生関係）、質疑なし。教育費の審議では、質疑32件。

「歳入」に関する質疑は、なし。特別会計決算に関する質疑は、合計3件で、その内訳は、国民健康保険特別会計決算では、質疑なし。後期高齢者医療保険特別会計決算では、質疑なし。簡易水道特別会計決算では、質疑なし。公共下水道特別会計決算では、質疑なし。農業集落排水特別会計決算では、質疑1件。町営バス特別会計決算では、質疑なし。つく診療所特別会計決算では、質疑2件でありました。

討論ですが、質疑終了後の討論で、一般会計決算を反対とする討論が1名ありました。詳細については、本会議で行うということでした。一般会計決算を賛成とする討論は1名。賛成討論ですが、詳細については本会議で行うというものでした。

採決。採決を行い、以下のように決しました。

認定第1号「令和3年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、討論、反対、賛成、各1名。採決では、賛成多数、8対1で可決すべきと決しました。

認定第2号「令和3年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論なし。採決、賛成多数、8対1で可決すべきと決しました。

認定第3号「令和3年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論なし。採決、全員賛成で可決すべきと決しました。

認定第4号「令和3年度設楽町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論なし。採決、全員賛成で可決すべきと決しました。

認定第5号「令和3年度設楽町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論なし。採決、全員賛成で可決すべきと決しました。

認定第6号「令和3年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論なし。採決、全員賛成で可決すべきと決しました。

認定第7号「令和3年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論なし。採決、全員賛成で可決すべきと決しました。

認定第8号「令和3年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論なし。採決、全員賛成で可決すべきと決しました。

認定第9号「令和3年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論なし。採決、全員賛成で可決すべきと決しました。

認定第10号「令和3年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論なし。採決、全員賛成で可決すべきと決しました。

認定第11号「令和3年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論なし。採決、全員賛成で可決すべきと決しました。

認定第12号「令和3年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」。討論なし。採決、全員賛成で可決すべきとものと決しました。

その他はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。

---

議長 認定第1号「令和3年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

10 田中 登壇して発言することをお許してください。

議長 田中邦利君、どうぞ。

10 田中 令和3年度一般会計決算認定を不可とする立場で討論を行います。

私は、令和3年度の予算審議の段階で、行財政の在り方として、1、現時点で最大かつ喫緊の課題であるコロナ対策を優先した行財政。2、インバウンドや広域観光をあてにした活性化ではなく、域内経済循環にシフトした地域振興。3、自治体の本来の責務である住民の命、健康、暮らし・福祉の向上を目指した施策などを目指さなければならないとしました。

以上の観点から決算を見ますと、令和3年度予算はコロナ感染が急速に広がった中で予算編成作業が行われたと思いますが、コロナが終息することを大前提にして予算が生まれ、ワクチン接種以外は、コロナ感染症への対策が欠如した予算

になっていました。しかし、その後コロナ感染がまん延するなか、補正予算が組まれ、不十分な面がありましたが、コロナ禍に対応する所要の予算が組み込まれました。

また、コロナによって中止・延期を余儀なくされてきた施策を一挙に再開し、挽回しようとして予算が組まれ、その結果、感染防止に逆行するような施策が当初予算で予定されました。

国内外から数十万人が押し寄せる世界ラリー選手権は、大規模な人の接触によって感染を広げる恐れがありました。中学生海外派遣事業も、生徒を海外のコロナ感染にさらすことになりかねませんでした。また、成人式などのイベントも状況によっては危険でした。

これらは結局中止になり、すでに述べたコロナ予算の追加補正も含め、予算時に指摘したことが的を得ていたことが証明されました。

政府はコロナ対策に名を借りた行政のデジタル化などについては推進しようとしています。これに町として従ったのがマイナンバーカードの普及のための予算です。しかし、毎年の普及数が一桁台で推移していることから、住民はカードの取得におお慎重です。マイナンバーカード制度は、安全性に疑念があり、普及率はどこの自治体でも低迷しています。ポイント付与や保険証代わりになるなどといって、あの手この手で普及しようとしています。コロナ禍に乗じた国のデジタル化推進に手を貸し、取得を強制しないように求めます。国の交付税を使った地方へのカード普及の強制は憲法違反です。

町は予算編成の基本的な考え方として、コロナ禍、「町主催のイベント、不急な建設事業などについて、中止や延期を含めた見直しを行う」と明記していました。しかし、不要不急の予算と言わざるを得ない郷土館の移転新築工事は、それが終わりましたが、管理運営費として2,200万円余が支出されました。この費用は基本的に毎年続くと見られます。開館前、入場者についても1万人、あるいは2万人と高言していましたが、一番盛況となる開館初年度においても1万人は満たしていません。

他方、ダム湖周辺整備事業の検討が委託事業として開始されました。ダム湖畔周辺と3つの公園、道の駅、郷土館と散策路、きららの森整備を進め、町への誘客を狙うものですが、町への来訪者は実は年々減っており、ダム湖利用者の多い特別なダムを引き合いにしているにすぎず、その程度の観光資源では期待する観光拡大、人的交流、人流の拡大に結びつくとは思えません。

そもそも、外発的要因に頼る町振興策、観光に頼る町振興策は、わずかな恩恵は別にして時代遅れであり、世界ラリー選手権も含めて不要・不急事業を無くし、地域の力を生かす「域内経済循環」にシフトした経済振興を目指すべきであります。

移住定住対策の年度実績は1世帯1人でありました。自然に放置していてもこの程度の実績は上がります。毎年10世帯の移住は展望が持てず破綻しているが、

それでもこの事業を続けようとしているのは理解できません。

決算の中には、配食サービスの回数増、福祉移送サービスの対象区域が拡大したこと、地域猫不妊手術補助金が創設されたこと、住宅耐震工事の代理受領制度が導入されたことなど評価できるものもあります。しかし、あえて申し上げれば、これらについても、不十分に終わっている感があります。

当初予算の基本的な考え方として、コロナ禍、「引き続き、町民の生命、雇用、仕事と生活を守り抜く」とも述べていましたが、暮らし、福祉の向上は全体的には副次的になっていて、100歳敬老金などが引き下げられました。国保料引き下げなどは現状維持にとどまらず、コロナ禍のもと高すぎる保険料の引き下げこそ実行すべきでありました。

男女共同参画事業では、女性の社会進出においていっこうに成果が上がりません。女性の社会進出が世界でも最低レベルにあり、女性差別撤廃、性差の解消に消極的な国の政策が反映しています。町もこの事業の方針を「女性の社会進出」から「男女の役割、家庭重視」に変質させようとしています。

林道事業は大幅に減額となり、道路維持費も前年度より減りました。老朽化や破損が深刻化している生活道路の改修は、住民福祉でもあり、道路維持予算の向上を目指すよう要求します。

住宅会計は、家賃収入が維持管理費を大きく上回っています。町営住宅入居率はまだ十分でなく、入居率の向上を目指すために、住宅費黒字分を生かした対策を要求します。

教員多忙化解消では、半数の教員が45時間以上の時間外勤務を行っており、依然として80時間以上の教員も存在するといえます。教員の意識改革や部活の学校からの切り離しを進めるなど、教員の多忙化解消を鋭意進めるべきです。

給食無料化問題では、教育委員会は教育基本法を盾にとって無料化に背を向けてきました。しかし、政府はコロナ対策を理由に、期限付きだが給食無料化を実現するよう動きました。町当局は、いつまでも給食無料化を拒否するかたくなな姿勢をとるべきではありません。

交付税は28億3,000万円であり、当初予算より3億9,000万円増加しました。歳入歳出差し引き額は1億2,000万円です。こうしたこともあって、基金積立金は財政調整基金と減債基金で総額3億7,000万円となり、予算時1,000万円余から大幅に増加しました。この結果、財調、減債基金の規模が34億円と、予測を上回る規模になっています。基金を必要以上に大きくする、ため込み主義の復活には反対です。

設楽ダム特定基金からの操出1億5,000万円が今年から始まりました。かつて、ダム見返り事業によって様々な施設整備が行われるが、後々の維持管理が大変だということに対して、基金があるから大丈夫だという説明がありました。しかし、特定基金も毎年1億5,000万円ずつ取り崩していけば、30数年で枯渇し、基金利子の収入も思いどおりにいかないことが明らかになりました。特定基金の運用を

もってしても財政悪化は免れないという結論になり、建設協定時における基金規模の交渉がまずかったということ、再度申し上げます。

最後に、投票所、掲示板の挑戦的な削減は拙速すぎたと思います。投票率を下げることになるようだったら直ちに見直しを行うよう求めましたが、先の参院選で、大幅な投票率減、かつ県内唯一の投票率減の自治体となりました。投票区の見直し、ポスター掲示板の拡充を求めます。

Jアラート訓練は、ミサイル攻撃対応の訓練はやめ、地震のみを対象とすべきです。ミサイル攻撃訓練は国民の危機意識をいたずらにあおるだけで、実際の効果は無いのが実態だからです。

以上、るる申し上げたことから、一般会計決算認定は不可であり、甚だ簡単ではありますが、認定への反対討論とします。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4 原田 それでは、私は、令和3年度一般会計歳入歳出決算の認定を可とする立場で討論をさせていただきます。

短くて、大変申し訳ないと思いますが、よろしお願いしたいと思います。

令和3年度の一般会計の歳出は、57億9,000万円余と、前年度に比べ16億5,000万円余、率にして22.2%と大幅な減になりました。

これは、令和3年5月に開設された道の駅したらや奥三河郷土館、同じく6月から業務を開始した八橋斎苑、また田口地区の公共下水道の終末処理場の建設等の大型公共事業が令和2年度中に完成したことによるものが主な原因となっています。

運営を開始した道の駅したらでは、レジ通過者が20万人、1億円以上の売上げを上げていますし、奥三河郷土館においても来場者数が5万人を超え、順調な滑り出しをしていると思われま。今後、コロナ禍でも移動制限等は行われない状況が続くと思われま。今後、コロナ禍でも移動制限等は行われない状況が続くと思われま。今後、コロナ禍でも移動制限等は行われない状況が続くと思われま。今後、コロナ禍でも移動制限等は行われない状況が続くと思われま。

また、八橋斎苑の運用につきましても、監査委員の意見書にもありますように、清崎、津具斎苑からのスムーズな移行がなされ、適正な運用がなされていると思われま。

設楽ダム建設事業では、完成が令和8年度から16年度に8年間延びることが報告されました。町がダム本体の完成に合わせて計画してきた、小水力発電事業やダム湖周辺整備事業などは、変更を余儀なくされる訳ですが、時代に即した事業の計画が行われますよう、強く希望するものであります。また、その他の水源地域整備事業や振興事業は順調に推移していると思われま。また、その他の水源地域整備事業や振興事業は順調に推移していると思われま。また、その他の水源地域整備事業や振興事業は順調に推移していると思われま。

新型コロナウイルス感染症対策としましては、町民に対して令和3年度中に3

回目の予防接種が実施されたこと、各種施設への感染症対策が引き続き行われたこと、弱者や子育て世帯への支援策として、住民税非課税等臨時特別給付金や子育て世帯臨時特別給付金の支給がおこなわれたこと、令和3年度においても、2年度同様に町内の内需拡大のためのプレミアム商品券の発行など、新型コロナ対策も確実できたものと思います。

福祉部門については、配食サービスが週5回に拡充され、2年度の倍以上の1万4,000食の配達がおこなれたり、防災部門では、防災行政無線の改修により防災アプリが利用でき、どこにいても町の行政情報が確認できるなど、町民の生活に沿った支出がされたものと理解するものであります。

一方、歳入の状況を見ますと、大型事業の完成に伴い、令和3年度には5億3,000万円余に町債の発行も抑制されていますし、設楽ダム事業で水源基金から予定されていました施設維持管理事業の繰入れも当初の1億5,000万円から1,600万円に抑えられるなど、後年への負担が極力抑えられているものと理解をしています。

こうしたことから、監査委員の意見は、適正に執行されたものと認められるとされていますし、私も同様に適正に執行されているものだと理解しますので、令和3年度の歳入・歳出決算の認定については可としたいと思います。

以上です。

議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これで、討論を終わります。

議長 認定第1号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

お諮りします。1時間以上たちましたので、空気の入れ換えをしたいと思います。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。10時25分まで休憩といたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時25分

議長 休憩前に続き、会議を開きます。

認定第2号「令和3年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第2号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第3号「令和3年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第3号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第4号「令和3年度設楽町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第4号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第5号「令和3年度設楽町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第5号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員

長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第6号「令和3年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。討論を終わります。

認定第6号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第7号「令和3年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第7号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第7号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第8号「令和3年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第8号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第8号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第9号「令和3年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第9号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第9号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第10号「令和3年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第10号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第10号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第11号「令和3年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第11号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

認定第 11 号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 認定第 12 号「令和 3 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第 12 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

認定第 12 号は、委員長報告のとおり認定されました。

---

議長 日程第 25 「所掌事務の調査報告」を議題とします。

設楽ダム対策特別委員会委員長の報告をお願いします。

4 原田(直) 令和 4 年第 4 回設楽ダム対策特別委員会の委員長報告を行います。

令和 4 年 9 月 14 日水曜日です。午前 9 時 27 分から 10 時 20 分まで、設楽町役場議場で調査を行いました。

出席者は、委員 6 名全員、議長、議会事務局長。設楽町からは、土屋町長はじめ 8 名。国土交通省設楽ダム工事事務所からは、真鍋所長はじめ 5 名。愛知県豊川水系対策本部からは、佐藤事務局長はじめ 3 名。愛知県設楽ダム関連事業出張所からは、益田所長ほか 4 名の出席をいただきました。

会議では、所掌事務の調査を行いました。設楽ダム建設事業についてです。質疑として、設楽ダム建設の全体構成に関する質疑がありました。調査等につきましては、詳細を御覧ください。

それから、要望事項として 3 件ありました。

清崎西山地区の整備状況、進捗についての報告。基金の果実の減少についての報告を年度末までをお願いしたいと。それから、工事関係者に対する町県民税への課税の研究をお願いしたいということ、関係各部署をお願いをさせていただきました。

続きまして、現地のほうを視察を行いました。10 時 20 分から 11 時 50 分までです。場所は、国道 473 号月バイパス、月側へ行きました。それが終わりました後、一般県道和市清崎線の塩津地区の現場を視察し、現地にて解散をいたしました。

以上です。

議長 設楽ダム対策特別委員会の委員長報告は、終わりました。

---

議長 日程第 26、発議第 2 号「設楽町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例（案）」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

11 加藤 それでは、お願いします。

議事日程のページ 5 ページから 7 ページをお開きください。

「設楽町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」の提案理由を説明いたします。

この案を提出するにいたるまでの経緯を踏まえて説明いたします。

平成 27 年 4 月の議会議員選挙が無投票に終わったことや、過疎化・少子高齢化による人口減、議員のなり手不足等を考え、議員全員が集まって議会活性化の推進に関し意見交換をする場である、議会活性化委員会の場で、今後の議会の在り方について検討を行ってまいりました。

しかし、平成 31 年 4 月の町議会選挙までに議員定数削減等の結論が出ず、定員 12 名のままで行われ、平成 27 年同様に無投票となりました。

2 回続けて無投票になったこと、毎年 100 人以上人口が減少し続ける中、全国の自治体の現状、近隣、県内町村と比較をし、設楽町独自の地域性を含め、行政問題等に対応可能な議員定数はどの程度なのか検討を重ねた結果、現定数から 2 名の削減もやむを得ないという結論に達しました。

したがって、次回設楽町議会議員選挙から議員定数を現行の 12 名から 10 名とする削減案を提案します。

2 名削減することにより、議員の責務と地域的範囲が増大することはもちろんです。議員自らを厳しい状況に置くこととなりますが、議会の活動が今まで以上に町民の方に理解されるよう、さらなる奮闘が求められることを強く自認しているところです。

以上、議会が行うべき議会改革であると確信し、提案するものです。

同僚議員の皆さんには、ぜひ御賛同をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

失礼いたしました。今の理由説明に伴って、ページ 5 ページ、「設楽町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」ということで、発議をさせていただきました。6 ページ、7 ページにその条例の内容について記載しておりますのでよろしくをお願いします。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

発議第 2 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

10 田中 今度は自席でお願いをします。

発議2号、議員定数条例の一部改正に反対の立場から、討論をします。

先の議員懇談会で、思いがけなく多数の参加者から定数削減に対する懸念の声が聞かれました。マスコミや、時の政権による地方自治、地方議会攻撃のキャンペーンにもかかわらず、「住民の声が届きにくくなるのでは」、「議会の機能が発揮できなくなるのでは」と、議員定数の削減を憂慮する意見が少なからずありました。

町民に最も身近な存在である町議会は、住民の声を町政に反映する町民の代表機関です。議員定数は、議会の審議能力や政策力、住民意思の適正な反映が保障されるものでなくてはなりません。自分たちの地域、自治体は、自分たちで守り発展させたいという住民の意識が広がっています。

議会が町民の期待に応えているか、議会や議員の役割が見えているか、まさに町議会議員の質が問われています。定数削減ではこの問題が解決せず、全く逆で、議会や議員をますます住民から遠い存在にしてしまうだけです。今必要なのは、町民の付託に十分に答えていける議会活動を目指して、議員の活動改善と議会改善に真剣に取り組むことです。

議員定数を削減すれば無投票選挙は回避できるのでしょうか。一時的な効果はあったとしても、なり手不足問題が解決しなければ無投票が繰り返されることとなります。むしろ、削減により当選ラインが上がって立候補をますます難しくするのではないのでしょうか。

議会の果たすべき機能はどういうものがあるか。第1に、住民代表機能です。住民の要求や意見をできるだけ広く議会に反映する必要があります。第2に、情報開示、審議機能です。議会での審議の公開、議員の町政発信などを通して、今町政で何が問題となり、何が課題なのかを住民に明らかにしていくことが望まれています。第3に、意思決定機能の発揮です。町長提出の議案審議に埋没せず、議会独自に個性ある条例作りを進めていく必要があります。第4に、町執行部に対する監視機能です。町長の行う事務の執行について、しっかりと監視していくことが求められます。

以上のような機能を発揮するには、現状の定数を削減することは、およそ考えられないし、望ましくもありません。今、地方政治は複雑多様化しています。安易に削減に走ることなく、議会の役割を十分に発揮して信頼に値する議会を作ることこそ重要だと思います。今の議員定数は維持すべきであり、定数削減の本案に反対をいたします。

議長 次に、原案に賛成の発言を許します。

6 金田(敏) 私は、本提案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

2015年の設楽町議会議員無投票以来、我々議員では、活性化委員会の中に7年間にも及ぶ長時間の時間を費やし、慎重審議を重ねてまいりました。そのことは、反対者である田中議員も重々承知のことと思います。委員会では、議員の考えが

まとめ、本年度には設楽町内各4地区において、地区の住民たちと懇談会を行い、貴重な意見をいただきました。その意見を取りまとめ、再度委員会に持ち帰り、また慎重審議を重ねてまいりました。そして、やっとここに来て結論を得ることができましたことは、今、先ほど提案をしました加藤議員が説明したとおりでございます。

私は、この案は、議員総意の案だと思っておりましたが、この場において反対される田中議員の考えは理解しづらいものであります。

町民の人口が減り、有権者の数も減る、この状況を考えれば、削減はやむを得ないという立場から、私は賛成の立場として討論をさせていただきます。

以上で、討論を終わります。

議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これで、討論を終わります。

発議第2号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

発議第2号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第27、発議第3号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

5 今泉 それでは、始めます。

発議第3号。提出者、設楽町議会議員、今泉吉人。賛成者、七原剛。

「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)」

上記の議案を、別紙のとおり設楽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由。未来を担う子どもたちにゆきとどいた教育を行うため、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求め、政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものです。

それでは、意見書案を朗読します。

「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)」

未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成に向けて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子ども

たちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。さらに、学習指導要領の改訂に伴い、学習内容や授業時数が増加し、子どもたちや学校現場の負担となっている。本年度、政府予算において、小学校における高学年の教科担任制の推進と35人学級の計画的な整備などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、中学校における少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣宛。  
設楽町議会

以上。

議長 提案理由の説明が終わりました。

発議第3号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第3号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

発議第3号は、原案のとおり決定されました。

よって、意見書の(案)を削除をお願いいたします。

---

議長 日程第 28、議案第 63 号「設楽町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 63 号「設楽町過疎地域持続的発展計画の変更について」を説明しますので、10 ページを御覧ください。

説明の前に、本日説明資料に一部記載の誤りがあり、差し替えをさせていただきました。申し訳ございませんでした。

それでは、説明させていただきます。

本議案は、令和 3 年 9 月議会において議決いただき、策定しました、令和 3 年度から 7 年度までの 5 か年の「過疎地域持続的発展計画」——いわゆる「新過疎計画」の一部を変更するため、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第 8 条第 10 項の準用規定に基づき、同条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、計画の変更においては、計画策定の根拠規定である同法第 8 条第 7 項に基づき、あらかじめ愛知県知事と協議することとなっておりますが、9 月 1 日付で「計画変更に異議なし」との回答を受理しております。

過疎対策事業債の借入れを予定している場合は、毎年県との協議を進め、9 月議会初日に上程する予定でございましたが、今回、県との調整、協議に時間を要し、最終日の上程となってしまいました。大変申し訳ありませんでした。

今回の主な変更事項につきましては、12 ページの目次を御覧ください。5 番目の「交通施設の整備、交通手段の確保」のところで、農道 3 路線の改良工事を追加することの変更、また、9 番目の「教育の振興」のところで、安心して安定した学校給食の提供を確保するため、調理員不足の解消、対策を考える中で、施設、備品等の見直し、調理場の整理、統合も検討していく事、そして、給食運送用トラック、冷凍冷蔵庫の購入などの給食施設の追加をする変更であります。なお、資料の詳しい説明につきましては、企画ダム対策課長から説明をさせていただきます。

企画ダム対策課長 私のほうから、「設楽町過疎地域持続的発展計画の変更について」御説明をさせていただきます。

最終日となった理由については、先ほど副町長のほうから説明のとおりであります。また、県からの回答は 9 月 1 日付でもらっております。

まず、先ほど副町長が申しあげましたとおり、過疎地域持続的発展計画については、実務的には過疎債の借入れを行う事業はこの計画に掲載されている必要があります。今回新たに過疎債を借りる必要がある事業が追加されましたので計画を変更いたします。ただ、変更にあたっては、今回議会に諮らないでもいい軽微な変更と、議会の議決が必要な変更があります。今回はその 2 つがありますので

御了承ください。詳細については、後ほど説明いたしますけれども、今回の変更は、先ほども申しました、農道の3事業につきましては軽微な変更となりまして、議会の議決が必要のないもので、教育のほうの、給食施設整備の2事業につきましては、議会の議決が必要となるものとなりますので、よろしく願いいたします。

資料は、11ページから44ページに発展計画と、45ページから48ページに新旧対照表を付けてありますので、よろしく願いいたします。

今回は、変更のみ説明をさせていただきます。

はじめに、計画書33ページを御覧ください。事業計画の変更であります。事業内容、先ほど申しました、農道の向井線と、農道飛田線、農道改良工事、沖ノ平地区の3事業が追加というふうになりました。

先ほど申しました、軽微な変更と議会の議決の変更なのですが、違いは32ページの左側を御覧ください。(3)の事業計画の下、区分、事業名、事業内容、事業主体とありますけれども、今申し上げました農道の場合、事業内容の変更だけの場合は、議会の議決はなく軽微な変更として取り扱われます。区分だとか、事業名に変更がある場合は、議決が必要となりますので御承知置きください。

今回の3路線につきましては、事業内容の追加でありますので、議会案件ではございませんが、報告させていただきます。

次に、40ページを御覧ください。今回、この変更につきましては、先ほど副町長が申し上げましたとおり、次の42ページを御覧ください。すみません。先ほど申しました、事業名のところを御覧いただくと、給食施設等というのが赤字で追加されております。これに伴いまして変更となります。事業内容につきましては、給食等運送用トラック購入事業と、津具共同調理場の冷凍冷蔵庫の購入事業であります。

これに伴いまして、本文の修正もされます。まず、40ページを御覧ください。現況の課題について。(オ)が追加されております。「児童生徒の健全育成のためには学校給食の安定的な供給が不可欠であり、調理員のなり手不足が常態化している状況の打開や経年劣化する施設・備品等への対応が急務となっているところであります」と。その対応としまして、(オ)、41ページを御覧ください。「調理員の不足や児童生徒の減少を踏まえ、現在5か所ある調理場の整理統合を検討するとともに、それに伴う調理員の適正配置や給食の質の維持等にかかる対策も具体的に進めていく」ということを記載しております。

次に、新旧対照表が付けてありますが、45ページから48ページになりますので、これにつきましては、後で御覧いただければと思っております。

今後につきましては、本日議決されれば、議決証明を付けて県を經由して大臣へ提出するということになっておりますので、よろしく願いいたします。

説明は、以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 63 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 63 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

議長 議案第 63 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第 29、議案第 64 号「令和 4 年度設楽町一般会計補正予算（第 4 号）」から日程第 32、議案第 67 号「令和 4 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、49 ページからの議案第 64 号「一般会計補正予算（第 4 号）」から、95 ページからの議案第 67 号「つぐ診療所特別会計補正予算（第 2 号）」までを、一括で説明させていただきます。

9 月議会初日に一般会計補正予算始め、5 つの特別会計の補正予算について説明、要求させていただいたところですが、その後、一般会計については、議員の皆様もマスコミ等の報道で御承知のとおり、政府が物価高への追加の対応策として、所得が少ない住民税非課税世帯に対し、1 世帯当たり 5 万円を給付することとしました。これに伴う補正と人件費の補正であります。

また、3 つの特別会計についても、人件費に関する補正であります。

人件費については、初日の補正に予定をしておりましたが、間に合わず最終日となり、誠に申し訳ありませんでした。最終日、追加の補正となりましたが、よろしく願いいたします。

はじめに、議案第 64 号「令和 4 年度設楽町一般会計補正予算（第 4 号）」について説明します。49 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 5,093 万 1,000 円を追加し、予算総額を 63 億 310 万 7,000 円とするものであります。

今回の補正予算は、人件費が 1,067 万 5,000 円の補正と、新型コロナウイルス感染症対策費 4,025 万 6,000 円が主な補正内容であります。

なお、人件費は、4 月の職員人事異動に伴う増減、及びコロナワクチン接種等に係る時間外勤務手当、管理職特別勤務手当、休日勤務手当などの給与補正でありますので、詳細な説明は省略させていただきます。

今後は、例年同様、人事院からの給与改定勧告に基づき、国会で給与法案が結審され次第、所要の条例改正及び給与に係る補正予算を上程させていただきますので、御承知置きくださいますよう、よろしく申し上げます。

それでは、歳出から説明します。「補正予算に関する説明書」58、59 ページを御覧ください。

3 款民生費、1 項 9 目「新型コロナウイルス感染症対策費」の 11 節、役務費は、15 万 6,000 円の補正であります。内容は、一般通信運搬費 6 万 5,000 円は、住民税非課税世帯等臨時給付金の支給対象者への通知等の郵送料であります。そして、手数料、公金振込手数料、9 万 1,000 円については、住民税非課税世帯等臨時給付金の口座振込手数料であります。

12 節、委託料、住民税非課税世帯等臨時特別給付金システム改修委託、275 万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面している方に対して、速やかに生活、暮らしの支援を行う必要性の観点から、住民税非課税世帯等に対して、1 世帯当たり 5 万円を支給する国の制度に基づきシステムの改修を行うための補正であります。

60 ページ、61 ページを御覧ください。

18 節、負担金、補助及び交付金 3,735 万円については、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ですが、システム改修で説明したとおり、住民税非課税世帯等に対して、1 世帯当たり 5 万円を支給する国の制度に基づき実施する補正であります。

なお、以上のこれらに係る費用の財源は、全て、国費です。

4 款衛生費、1 項 3 目「つぐ診療所費」の繰出金 146 万 8,000 円、と、62、63 ページの、5 款農林水産業費、1 項 4 目「農業集落排水費」の繰出金 22 万 2,000 円、及び 66、67 ページの、7 款土木費、5 項 1 目「公共下水道費」の繰出金 78 万円は、全て人件費の補正に伴う、それぞれの特別会計への繰出金であります。

歳出補正額は、5,093 万 1,000 円であります。

続きまして、歳入の説明をしますので、説明書 56、57 ページを御覧ください。

15 款国庫補助金、2 項 2 目「民生費国庫補助金」の 6 節、児童福祉総務費補助金 4,025 万 6,000 円は、歳出で説明した、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る費用を、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金として、国が全額補助するものであります。

19 款繰入金、2 項 2 目「財政調整基金繰入金」の 1 節、財政調整基金繰入金 1,067 万 5,000 円は、歳出で説明した、人事異動に伴う人件費の補正分であります。

歳入補正額の総額は、5,093 万 1,000 円となりました。

続いて、議案第 65 号「令和 4 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第 1 号)」について説明します。70 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 78 万円を追加し、予算総額を 3 億 9,817

万9,000円とするものであります。

歳出については、79から80ページ、歳入については77、78ページを御覧ください。いずれも人件費に係る補正で、財源は一般会計で説明した財政調整基金であります。

次に、議案第66号「令和4年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)」について説明しますので、83ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ22万2,000円を追加し、予算総額を3億5,806万3,000円とするものであります。

歳出は、92、93ページ、歳入は90、91ページを御覧ください。

公共下水道特別会計同様にいずれも人件費に係る補正で、財源は一般会計で説明した財政調整基金であります。

次に、議案第67号「令和4年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算(第2号)」について説明しますので、95ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ146万8,000円を追加し、予算総額を8,533万8,000円とするものであります。

歳出は104、105ページ、歳入は102、103ページを御覧ください。

先ほどの2つの特別会計同様に、いずれも人件費に係る補正で、財源は一般会計で説明した財政調整基金であります。

説明は以上となります。よろしくお願ひします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑、討論、採決は、1件ごとに行います。

---

議長 議案第64号「令和4年度設楽町一般会計補正予算(第4号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第64号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第64号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第65号「令和4年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第1号)」の質

疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 65 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 65 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第 66 号「令和 4 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 66 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 66 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第 67 号「令和 4 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 2 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 67 号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 67 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第 33「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定しました。

---

議長 日程第 34「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。設楽ダム対策特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、設楽ダム対策特別委員長の申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定いたしました。

---

議長 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。会議を閉じます。

令和 4 年第 3 回設楽町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前 11 時 23 分